



第1回

事業再生と銀行対応のための 基礎知識

2020年6月20日(土)

経営コンサルタント養成塾 塾長
(株)レヴィング・パートナー 代表取締役
寺嶋直史

第1回の目標

目標	<ul style="list-style-type: none">● 金融機関対応時、事業再生案件対応時に出てくる専門用語の習得
必要性	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業は基本的に銀行の借入に頼っているケースが多いため、事業再生コンサルタントだけでなく、経営コンサルタントにとっても、この銀行に関連するアドバイス、支援を行うための必要な用語の知識が必要となる● この知識がないと、金融に関連する話が成立せず、銀行や中小企業の社長から経営コンサルタントとして軽視される● そこで本講義では、銀行対応時に必要となるキーワードとその意味を理解する

※ 必ず覚えてほしい用語は「赤文字」で表示

目次

- I 金融機関に関する基礎知識
- II 事業再生に関する基礎知識

I 金融機関に関する基礎知識

中小零細企業の特徴

【財務面】

- 借入をする際、必ず社長が個人で**連帯保証人**になる
- 経営資源(カネ)乏しい
 - ・内部留保(現預金)が少ない
- 財務基盤脆弱
 - ・借入金多く、借入への依存度大きい(自己資本比率低い)
 - ・売上高借入金比率が高い(50%以上)
- 黒字でも資金ショートしやすい
- 一度再生企業に陥ったら正常に戻るのは難しい



銀行対応に関する知識は、中小零細企業の経営コンサルティングを行うには重要

売上高借入金比率と経営状態

【売上高借入金比率の比較】

				利率2.0% 元金返済10年			利率3.0% 元金返済10年		
PL/BS	売上高借入金比率	①	②÷③	100.0%	50.0%	30.0%	100.0%	50.0%	30.0%
BS	借入金(短借+長借)	②		1,000	500	300	1,000	500	300
PL	売上	③		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	原価	④		600	600	600	600	600	600
	売上総利益	⑤	③-④	400	400	400	400	400	400
	売上高総利益率	⑥	⑤÷③	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
	販管費	⑦		360	360	360	360	360	360
	営業利益	⑧	⑤-⑦	40	40	40	40	40	40
	売上高営業利益率	⑨	⑧÷③	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	支払利息(営業外費用)	⑩		20	10	6	30	15	9
	利率	⑪	⑩÷②	2.0%	2.0%	2.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	売上高支払利息比率	⑫	⑩÷③	2.0%	1.0%	0.6%	3.0%	1.5%	0.9%
	経常利益	⑬	⑧-⑩	20	30	34	10	25	31
CF	元金返済	⑭	②÷10年	100	50	30	100	50	30
	簡易CF	⑮	⑬-⑭	-80	-20	4	-90	-25	1

危険

高い

マイナス

残らない

【借入、利率の目安】

- 売上高借入金比率50%以上(借入金が月商の6ヶ月分)は危険。30%程度(月商の3~4ヶ月分)程度が適正
- 利率3%以上は高い。2%台が適正

借入はそもそも、利益を増やすために行うもの

		借入前 ①	借入後 ②	増減分 ②-①
PL	売上高	1,000	1,750	750
	原価	600	1,050	450
	(原価率)	60.0%	60.0%	
	粗利	400	700	300
	(粗利率)	40.0%	40.0%	
	人件費	200	300	100
	販管費	200	300	100
	営業利益	0	100	100
	(営業利益率)	0.0%	5.7%	
	支払利息	0	2	2
	経常利益	0	98	98
(経常利益率)	0.0%	5.6%		
CF	元金	0	10	10
	簡易CF	0	88	88

- ①から、100万円を借りてそので商品を仕入れて販売したのが②
- 在庫が5回転する
(棚卸資産回転率:5回転)
- 借入の金利は2%、元金返済10年、年10万円返済



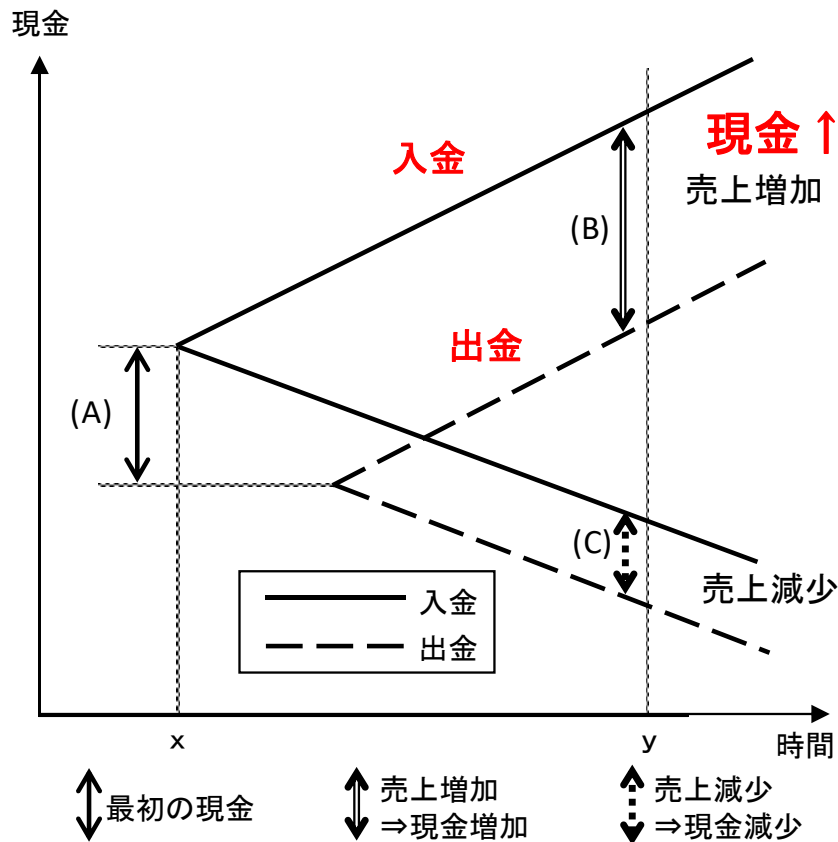
- 売上増加分は？
- 100万円(借入分を買って売る)×5回転×150%(売価率)=750万円
- 経常利益増加分は？
- (左表より)+98万円
- CF増加分は？
- (左表より)+88万円

【ポイント】

- 上記の他、「借入で設備投資をして、生産能力向上により売上増させる」と同じ考え
- これらのポイントは**需要があるか**。需要がないなかで借入しても売上は増加しない
- 需要がないのに運転資金や設備投資で膨大な借入をして売上横ばいが多い

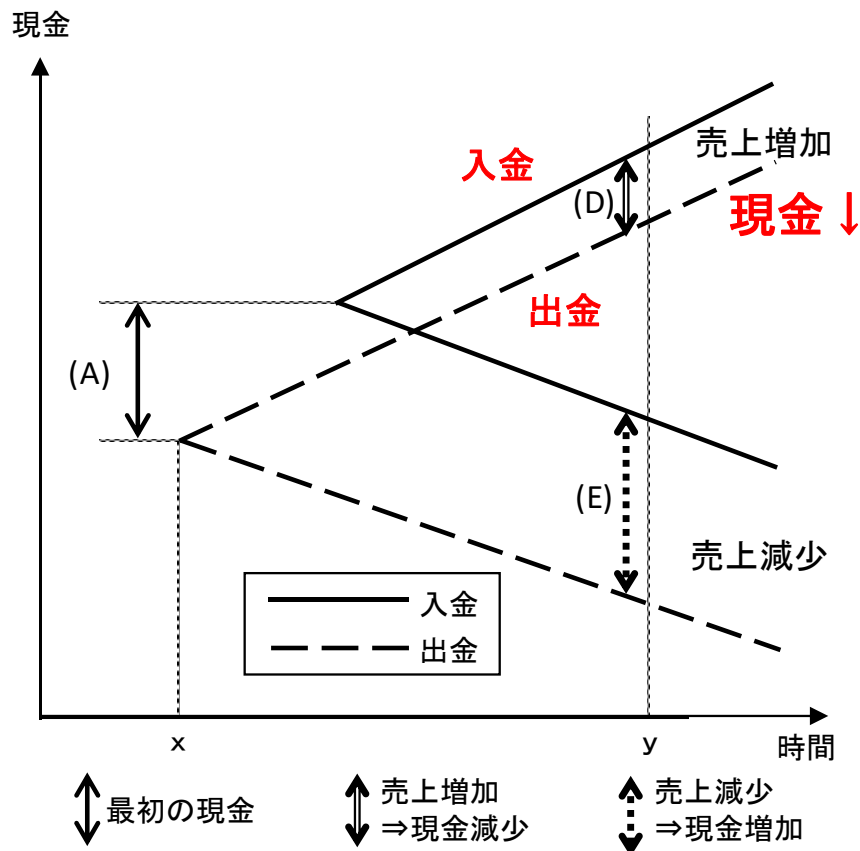
入金のタイミングの違いによるキャッシュフローの状況

【入金より入金が早い】



売上アップすると、運転資金は増加
 (例) 小売業・サービス業など、現金商売

【入金より入金が遅い】



売上アップすると、運転資金は不足
 (例) 製造業・建設業など、売掛金商売

融資を受けるための審査項目

用途	融資の使い道のこと • 大きくは2つ、「 運転資金 」と「 設備資金 」
財源	融資の 返済原資 のこと • 借入はどこから返済するのか • 短期融資は、売上高(どの案件か)から返済し、 資金繰り予定表 で示す • 長期融資は、 経常利益+減価償却費(CF) から返済し、 事業計画 で示す
保全	担保、保証人のこと(担保余力 、 保証余力) • 返済不能時でも債権が回収できるためのもの、 • 土地や建物に担保を設定、連帯保証人、保証協会付きなど
期間	返済期間のこと • 短期借入:1年以内、長期借入:1年以上 • 長期借入の場合、一般的に、 運転資金 は3~7年、 設備資金 は5~15年
レート	支払金利のこと • 銀行の規模が小さいほど、金利は高い • 長期借入は短期借入よりも金利は高い

融資の使途(目的)

<p>運転資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上入金までの経費支払いを目的に調達する、主に短期借入金 ● 運転資金の審査対象としては、「資金繰り予定表」が重要であり、「<u>融資以降に資金ショートがなく、返済財源が確保されている</u>」ことを資金繰り予定表で示すことが重要
<p>賞与資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏期・冬期のボーナス資金
<p>決算資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算時に必要な納税、株式配当、役員賞与
<p>季節資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 季節によって商品仕入が増加する時に必要となる資金
<p>赤字補填</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕入資金、手形・買掛金決済資金、経費支払資金
<p>設備資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備するものの支払いに充てる、主に長期借入金 ● 設備資金を融資してもらうためには、直近3年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書など)が必要になる ● 特に決算内容は、3期連続黒字決算であることが望ましい

中小企業の資金調達手段

融資 (間接金融)	民間 金融機関	預金取扱	銀行(メガバンク、地方銀行) 信用金庫 信用組合 (信用保証協会)
		預金未取扱	ノンバンク
	政府系 金融機関	日本政策金融公庫(日本公庫) ・国民生活事業(旧 国民生活金融公庫) ・中小企業事業(旧 中小企業金融公庫) ・農林水産事業(旧 農林漁業金融公庫) 商工組合中央金庫(商工中金)	
直接金融	出資(個人投資家、VC) 少数人私募債、社債		
リース	リース(資金調達手段ではなく、設備調達手段)		
その他	助成金、補助金		

【メインバンク】

- 基本的に、貸出残高が最も大きい銀行
- 民間企業からの融資が困難な状況下でも、企業をサポートする銀行

政府系金融機関

種類	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫
拠点	全国
傾向	<ul style="list-style-type: none"> ● 低金利・固定金利の借入が可能
日本政策金融公庫 (日本公庫)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全額政府出資 ● 「国民生活事業」と「中小企業事業」、双方とも、銀行より金利が低く、固定金利 ● 「国民生活事業」は、個人事業主や小規模企業を貸付対象としており、民間の金融機関では対応困難な新規事業者への融資も実施している。無担保無保証人の融資も取り扱っている ● 「中小企業事業」は、やや規模の大きい中小企業がメインの貸付対象 ● <u>メインバンクになることはない</u>
商工組合中央金庫 (商工中金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府と民間代替の出資金で成立 ● 中小企業団体とその構成員企業が貸付対象 ● 長期資金、短期資金の双方を実施 ● 日本公庫と比較して、限度額が大きい ● <u>メインバンクになることはない</u>

メガバンク

種類	三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行 (りそな銀行)
拠点	● 全国
傾向	<ul style="list-style-type: none">● 規模の大きい、優良企業にプロパー融資が中心● 金利が安い● 保証協会付き融資よりも、プロパー融資がメイン● 金額の小さい案件は敬遠する● 創業期の会社、小規模の会社は借入は困難● 対応がドライで、金利の引き上げも早い● 融資対象の目安は、年商3～5億円以上

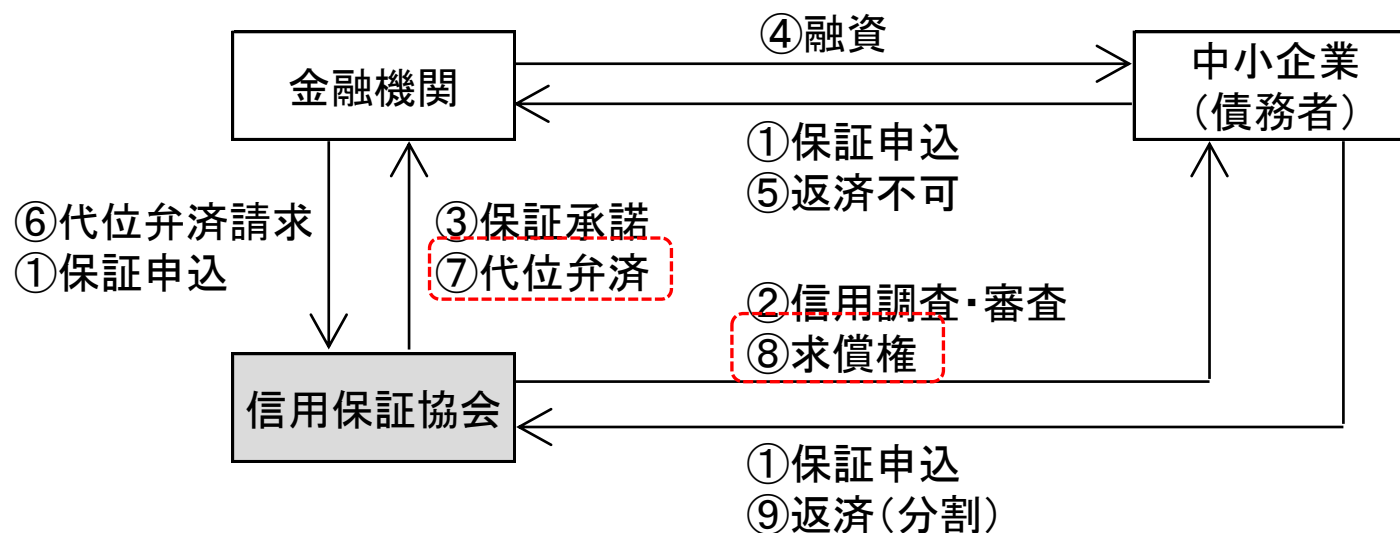
地方銀行

種類	横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行 等 (第一地方銀行と第二地方銀行に大別)
拠点	● 各地方などの地元地域
傾向	<ul style="list-style-type: none">● 地域密着型● 本店所在地を置く都道府県の中で、メガバンクを除いて最も大きな金融機関であることが多い● 信用金庫、信用組合より金利は安く、大きめの需要も対応可能● 保証協会付きの融資とプロパー融資の双方が中心● プロパー融資の標準金利は、メガバンクより0.5%程度高い傾向● 規模の大きい中小企業のメインバンク

信用金庫、信用組合

種類	信用金庫 (信金)	京都中央信用金庫、城南信用金庫、岡崎信用金庫、埼玉 縣信用金庫、多摩信用金庫 等
	信用組合 (信組)	近畿産業信用組合、茨城県信用組合、長野県信用組合、 大東京信用組合、大阪協栄信用組合 等
拠点		● 各県などの地元地域
傾向		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型 ● 対応が柔軟で、困った時に相談に乗ってくれる ● 数字以外の定性面について、メガバンクや地方銀行より重視してくれる ● 中小企業にとって身近な存在であり、取引の中心 ● 保証協会付きの融資が中心 ● プロパー融資の標準金利は、メガバンクより1%程度高い傾向 ● 企業規模が大きくなると、信用金庫・信用組合での取引では、資金調達手段としては不十分

信用保証協会



- 信用力が不足する(業歴が浅い、業績が芳しくない等)中小零細企業が、金融機関から事業資金の借入を行う際に、借入を保証する公的機関
- 都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会(横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪)、計52の協会がある
- 一般保証の保証限度額は、中小企業1社につき2億8,000万円、無担保で利用できる限度額(無担保枠)は8,000万円、そのうち1,250万円までは無担保無保証人の保証枠がある
- 信用保証料が発生し、原則前払い(※計算難しいが、概ね1~2%)
- 保証付融資のことを「マル保(融資)」「保証付」という (⇔プロパー)

ノンバンク

- 銀行や信用金庫、信用組合等の金融機関以外で、貸金業務を営む金融会社の総称
- 預金業務を行わず、貸出(融資)のみのため、貸付の原資は銀行からの借入で賄うため、金利は高い
- 貸付利息の上限は15~20%(以前は29.4%)
- 貸付金額は100~300万円程度
- ノンバンクからの借入は絶対に避ける。また、ノンバンクからの借入がある場合、金融機関の印象もよくない

商工ローン	単独の地区内で営業する場合は都道府県庁、複数の地区で営業する場合は各地域を管轄する財務局に登録
街金融(マチ金)	都道府県知事に登録
ヤミ金融(ヤミ金)	そのような登録をしていない、いわゆるモグリの業者

借入に必要な書類と内容

【借入に必要な書類】

1. 税務申告書一式(過去3期分)
2. 今期の試算表
3. 会社の商業登記簿謄本
(履歴事項全部証明書)
4. 印鑑証明書
5. 保証人の印鑑証明書
6. 事業計画書

【借入に必要な内容】

1. 資金使途
2. 返済原資

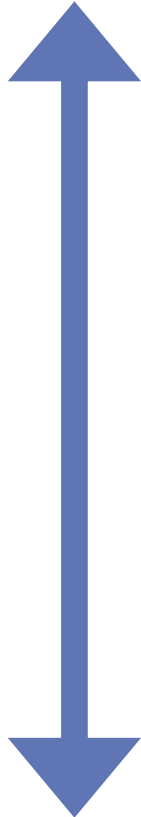
【返済シナリオ(例)】

- 新たに店舗を出店のため、改装費と設備と保証金で1,000万円必要
- 内訳は、売上が年間5,000万円、簡易CF(税引後営業利益+減価償却)の合計が年間250万円見込み。
- 返済原資が年200万円(CF×0.8)として、余裕を見て5年で完済可能
- 売上と簡易CFは、他の店舗から判断して実現が十分に可能
(売上・利益の実現可能性をさらに詳細に提示)

融資の種類①

プロパー融資	<ul style="list-style-type: none">● 信用保証協会の保証をつけず、金融機関が100%のリスクを取って貸し出すもの● ハードル高い(プロパー融資＝金融機関から評価)● リスク認められにくい
保証協会付き融資 (マル保)(保証付)	<ul style="list-style-type: none">● 信用保証協会の保証が付いた貸出● 借入の返済ができなくなったら、保証協会が銀行に「代位弁済」を行い、債権者が保証協会に移る● 保証協会が80%を保証(銀行のリスク20%)
日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none">● 政府系。民間事業の需要を圧迫しないよう、銀行の補完的動き(メインバンクにはならない)● 金利低い● 創業融資、マル経融資、普通貸付、など
制度融資	<ul style="list-style-type: none">● 信用保証協会、金融機関、自治体の三者での融資を受ける制度で、各自治体が地域の実情に応じて設計(各自治体で内容異なる)● 保証協会の保証が条件で、比較的金利が低く、返済期間が長い
ビジネスローン	<ul style="list-style-type: none">● 早い審査、無担保・第三者連帯保証人不要の融資● 金利高い

融資の種類②

<p>手形割引 (ワリビキ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が売上代金決済として受けた受取手形を銀行が買い取る形で資金提供 ● 審査は、振出企業・持込企業、双方 ● 割引手形を「割手(ワリテ)」という 	<p>借りやすい</p>
<p>手形貸付 (テガシ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 約束手形を担保に借入をする方法 ● 手形未使用の企業は、貸付用手形を活用 ● 手続きが簡単で、頻度高い短期借入(1年未満)向き ● 「ひも付き融資(ひも付き)」にも利用 	
<p>証書貸付 (ショウガシ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金銭消費貸借契約書」に署名、押印して銀行からお金を借りる方法 ● 手続きが面倒、長期借入(1年以上)向き 	
<p>当座貸越 (トウガシ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設定された限度額(極度額)までは、自由に資金を借りたり返したりできる融資形態 ● 銀行にとってリスクが高いため、財務内容の良い企業でなければ審査は通らない ● 「つなぎ運転資金」の発生頻度が高い業種(建設業、IT業、製造業)で利用効果が高い 	<p>借りにくい</p>

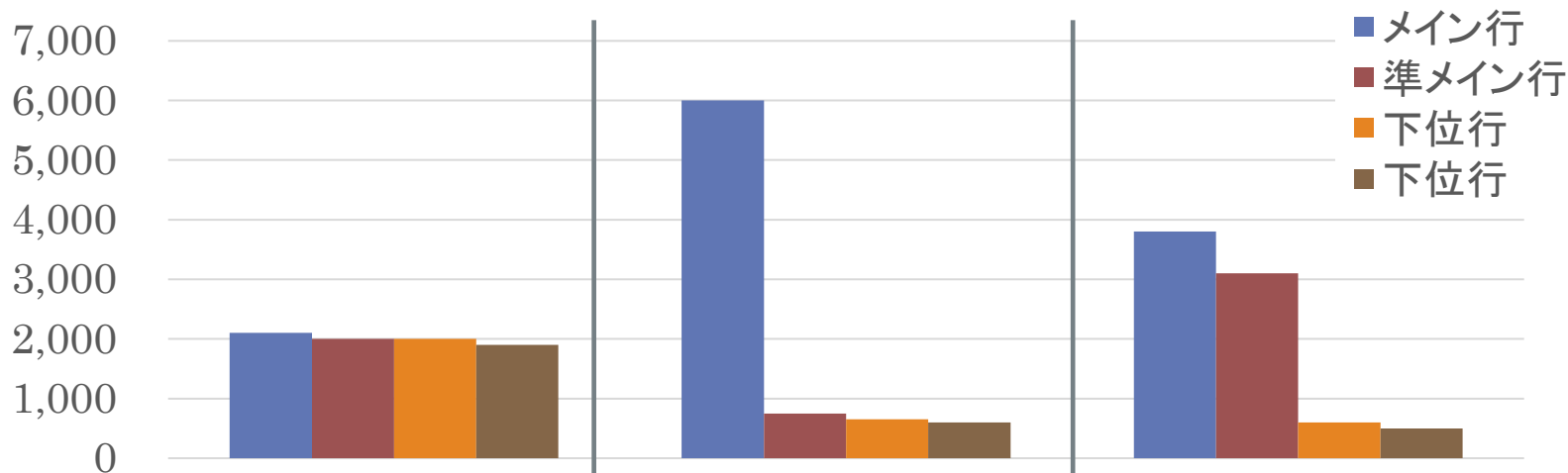
融資の際の決算書の大まかな視点

【決算書の視点】

PL	成長性	売上	<ul style="list-style-type: none"> ・過去から現在の売上推移 ⇒増加しているか、安定しているか
	収益性	利益	<ul style="list-style-type: none"> ・営業利益、経常利益 ・現在の状況、過去の状況 ⇒黒字か、安定しているか ⇒赤字は一時的なものか
BS	生産性	在庫・売掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・回転数 ⇒大きすぎないか、増加してないか
	安全性	純資産	<ul style="list-style-type: none"> ・債務超過、累積損失
		借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・大きすぎないか
		現預金	<ul style="list-style-type: none"> ・現預金の大きさ ・当座資産と流動資産の比率 ・資金繰りは安定しているか (資金ショートの特徴はないか)

銀行融資のバランス

【借入総額8,000万円の借入状況】



× or Δ	Δ	○
<ul style="list-style-type: none"> ● 各金融機関の残高がほぼイコール ● 実質的なメイン行が存在していない ● 追加融資、リスクの相談相手がいない ● 業績が良好の時は問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● メイン行のみ融資残高が飛び抜けている、実質1行取引のような状態 ● 万一、メインに裏切られればおしまい 	<ul style="list-style-type: none"> ● メイン、準メイン、さらに下位行がいる ● メインが弱腰の時、準メインが牽引 ● 困った時に使う下位行も、メインと準メインの存在で融資やりやすい

貸金業規制法

- 貸金規制法に違反すると一年以下の懲役または300万円以下の罰金
- 債権の取立てをするものは、請求があったときは業社名や指名を明らかにする義務があり、この義務に違反したものは100万円以下の罰金
- 次の禁止行為に違反したものは、刑事告訴をすることが出来るし、行政処分として業務停止や登録の取消しの対象になる

【貸金業規制法上の禁止行為】

1. 大声を上げたり、乱暴な言動などの暴力的態度
2. 多人数で押しかけること
3. 午後の9時以降朝の8時前、その他不適当な時間に電話や訪問をすること
4. 張り紙、落書きなどで借り入れのことをあからさまにすること
5. 他の貸金業者からの借り入れやクレジットカードの使用により返済させること
6. 債務処理の権限を弁護士に委任した由の通知、または調停その他の裁判所手続きを取った由の通知を受けた後、正当な理由なく支払請求をすること
7. 法律上義務のないものに対し、支払請求したり、必要以上に取り立てへの協力を要求すること

銀行の指標

預貸率 (よたいりつ)	<ul style="list-style-type: none">● 預金に対する貸出の割合を%(パーセンテージ)で示したものの● 銀行が集めた預金のどれだけが融資(貸し出し)に回っているかを示すもので、100%を下回った場合、全体の融資額が全体の預金額を下回っていることを意味する● 70~80%程度が適正
自己資本比率	<ul style="list-style-type: none">● 総資産額(融資や債券)に対する自己資本の占める割合● 「自己資本比率規制(BIS規制)」による基準は、国際業務を行う銀行は8%(国際統一基準)、国内業務のみを行う銀行は4%(国内基準)● 10%以上が適正
不良債権比率	<ul style="list-style-type: none">● 全ての貸出金・債務保証等の合計額のうち、不良債権の占める割合● 5%以内が適正

<銀行の指標の掲載場所>

※金融庁のHPに掲載

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html>

Ⅱ 事業再生に関する基礎知識

事業再生に関する年表

1992(H4)	<ul style="list-style-type: none"> バブル経済崩壊。以降、「失われた10年」「失われた20年」・・・ BIS規制
1999(H11)	<ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアル サービサー法施行
2000(H12)?～	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスローン
2002(H14)	<ul style="list-style-type: none"> 金融再生プログラム(竹中プラン) 金融検査マニュアル別冊
2003(H15)	<ul style="list-style-type: none"> 再生支援協議会 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」
2006(H18)	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会の保証付融資で、第三者保証人は原則禁止
2007(H19)	<ul style="list-style-type: none"> 保証協会の「責任共有制度」
2008(H20)	<ul style="list-style-type: none"> リーマンショック 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」
2009(H21)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融円滑化法(モラトリアム法案) ※時限立法
2011(H23)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災
2013(H25)	<ul style="list-style-type: none"> モラトリアム法案、2度の延長を経て終了
2015(H27)	<ul style="list-style-type: none"> 森金融庁による「金融行政方針」
2016(H28)	<ul style="list-style-type: none"> 書籍「捨てられる銀行」発行
2019(H31)	<ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアル廃止

再生企業とは

①業績が悪化

- ・売上高が大幅減少、あるいは減少傾向
- ・営業利益・経常利益がマイナス
- ・利益のマイナスが継続(2期以上)

②資金繰り難

- ・キャッシュフローがマイナス
- ・現預金が減少
- ・事業運営に必要な資金が不足

③借入金の返済難

- ・運転資金の融資を繰り返し、融資がストップ
- ・現預金を切り崩して返済継続、行き詰まり、個人持ち出し
- ・約定通りの支払利息、元金の返済が困難

「正常企業」と「元再生企業」のCFの差

借入金と利息

	A社 (正常企業)	B社 (元再生企業)	コメント
借入金(短期・長期)	300	1,000	借入金に大きな差がある
利率	2.0%	3.0%	再生企業は利率が高い
年間の支払利息支払額	6	30	利息の支払いで大きな差が出る
元金支払(10年返済)	30	100	元金支払額も大きな差が出る

PL

	A社 (正常企業)	B社 (元再生企業)	コメント
売上高	1,000	1,000	業績は、A社とB社は全く同じ
営業利益	40	40	
売上高営業利益率	4.0%	4.0%	
支払利息	6	30	同じ業績でも経常利益で大きな差が出る
経常利益	34	10	

簡易キャッシュフロー

	A社 (正常企業)	B社 (元再生企業)	コメント
経常利益	34	10	再生企業は、利息と元金の支払い負担が大きく、現金をプラスにするのが難しい
元金支払(10年返済)	30	100	
現預金の差額	4	-90	

貸し渋り、貸し剥がし

【貸し渋り】

- 銀行が企業から融資を申し込まれた際に、融資することを渋る、融資を断る行為
- 銀行にとって貸し渋りは、融資を増やさないこと

【貸し剥がし】

- 既に融資しているお金を期限前に返済してもらうこと
- 銀行にとって貸し剥がしは、融資を減らすこと
- 「コロガシ貸付(短コロ:短期継続融資)」の返済も、実質的には貸し剥がし

※過去の事例

- 日本においては、バブル崩壊後の1990年代半ば以降、巨額の不良債権を抱えた銀行などが、自己資本比率を確保するために、貸し渋りや貸し剥がしを積極的に行った(**BIS規制**)
- これによって資金繰りの悪化による企業の**連鎖倒産**が相次ぎ、大きな社会問題となった

融資の審査

金融検査マニュアルの格付け

各銀行独自の格付け

債務者区分		定義	信用格付	貸倒引当金	種類	融資スタンス
正常先		業況が良好、財務内容に問題なく、延滞もない企業	1~6	0~0.5%	正常債権	1,2格: 積極推進方針 3,4格: 推進方針 5,6格: 現状維持方針
要注意先	要注意先	業況不調で財務内容に問題がある、もしくは融資に延滞がある企業	7~8	5%		7,8格: 現状維持方針
	要管理先 (ヨーカン)	上記に加え、特に融資の全部または一部が要管理債権である企業 【要管理債権】 3ヶ月以上延滞となっている融資、もしくは貸出条件緩和債権である融資 【貸出条件緩和債権】 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減額や免除、利息の支払猶予、元本返済猶予、再建放棄などを行った融資のこと	9	20%~60%	不良債権	9格: 回収方針
破綻懸念先(ハケ)		経営難にあり、改善の状況になく、長期延滞の融資がある企業	10	60%~100%		10~12格: 融資対象外
実質破綻先(ジツパ)		法的・形式的には経営破綻の事実は発生していないが、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる企業	11	100%		
破綻先		破産などの法的手続きが開始されていたり、手形の不渡りにより取引停止処分となっている企業	12			

債務者区分のポイント(金融検査マニュアル)

【債務者区分のポイント】

- 「正常先」から「要注意先」に転落すると、融資を受けにくくなる
- 「要管理先(ヨーカン)」以下は不良債権扱いされ、追加融資を受けられる可能性は基本的に困難となる
- 破綻懸念先になると、競売など法的手段への着手、サービサーへの債権譲渡、保証協会付融資の代位弁済など、銀行の対応が変化する

【返済猶予(リスケジュール=リスケ)の扱い】

- かつては、リスケジュールを行うと「要管理先(ヨーカン)」、つまり、不良債権として扱われる仕組みになっていた。そのため、銀行も積極的にリスケに応じにくい状況であった(2002年 金融検査マニュアル別冊、2009年 モラトリアム法案で、リスケしやすくなった)
- 2002年の金融検査マニュアル別冊、さらに、2009年のモラトリアム法案でリスケしやすい環境となった

金融検査マニュアル

【金融検査マニュアルとは】

- 平成11年(1999年)に導入された金融庁検査官が金融機関の健全度を検査する際に用いるマニュアル(手引書)のこと
- 「財務内容の悪い融資先の貸出残高が増えると、銀行の自己資本比率が悪化する」という、厳格なルールを金融機関に課したもの
- このマニュアルで中小企業への融資姿勢は大きく変化し、「債務者区分」がきっかけで、決算書を重視した、機械的な融資審査を行うようになった
- その結果、多くの中小零細企業が、金融機関から「貸し渋り」「貸し剥がし」「金利引き上げ」を受け、その結果、金融支援の道を絶たれて多くの中小零細企業が倒産に追い込まれた
- なお、金融検査マニュアルは2019年3月末で廃止

金融検査マニュアル(別冊)

【金融検査マニュアル(別冊)とは】

- 金融検査マニュアルが、金融機関の貸し渋りを招いている等の批判を受けたことから、平成14年(2002年)に、金融検査マニュアルの「中小企業版」という位置づけで公表されたもの
- 中小零細企業は、決算書だけでなく、経営実態に即して債務者区分を取り扱うよう、債務者区分の救済ルールを定めたもの
- この別冊には、中小企業の経営実態に応じて債務者区分を見直す際の応用事例が多数掲載されている
- 平成27年(2015年)に改訂
- なお、金融検査マニュアルは2019年3月末で廃止

金融検査マニュアル(別冊)のポイント

事例	内容
1	代表者等からの借入金は資本金とみなす
2	代表者等への報酬等の支払による赤字を考慮する
3~4	会社が債務超過でも、代表者やその家族の資力を考慮する
5~8	企業の技術力、販売力による成長性を考慮する
9	経営者の資質、取組状況等を評価する
10	業種の特性を考慮する
11	実現可能性の高い抜本的な経営改善計画書がある場合、不良債権にならない
12	経営改善計画書を作成していない場合でも柔軟に判断する
13	計画通りでなくても、一定のキャッシュフローが確保されていれば不良債権にならない
14	経営改善計画の進捗が遅れている場合でも柔軟に判断する
16~17	貸出条件や履行状況は実態によって判断する
18	在庫処分による返済が見込める場合は不良債権にならない
20	短コロが、正常運転資金の範囲内であれば、問題貸出には該当しない
21	保証協会付、フル保全の借入金は期限延長しても不良債権にならない
23	債務超過解消に10年程度で解消が見込まれる場合でも不良債権にならない
27	一時的かつ外部的な影響により生じた赤字や債務超過を考慮する

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

- リスケなど、借り手に有利な貸出条件の変更をした場合、その債権は原則として「貸出条件緩和債権(債務者区分:要管理先、ヨーカン)となった
- つまり、リスケをすると不良債権になっていた
- 金融検査マニュアル(別冊)の規定には「実抜計画が策定されていれば該当しない」という例外規定はあったが、「3年後正常先」という厳しい要件があり、この例外規定はほとんど実効性のないものだった
- このため、メガバンクは「リスケに応じて不良債権を増やすより、債権回収一本で対応するか、サービサーに債権譲渡して不良債権残高を圧縮した方が得策」と考え、プロパー融資のリスケが通りにくくなった
- 上記を踏まえ、平成20年(2008年)に「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」が公表された

【変更点】

- ① 経営改善計画の期間を延長(正常先に至るまでの期間が3年から5年へ延長)
- ② 経営改善計画の期間を柔軟化(計画の進捗に問題なければ10年計画も可)
- ③ 計画終了時の債務者区分にかかる柔軟化(「要注意先」でも可)
- ④ 計画機関中の金利要件の廃止(計画期間中の金利引上げ条件廃止)

中小企業再生支援協議会

【中小企業再生支援協議会(支援協、協議会)とは】

- 平成15年に発足された、私的整理で中小企業の事業再生を支援するための公的機関
- 47都道府県のそれぞれに1箇所ずつ設置
- 金融支援合意のための各行のとりまとめ

1次対応	<ul style="list-style-type: none">● 窓口相談● 協議会に常駐する専門家と面談● 決算書等を持参し、会社の現状を一通り説明して、再生計画が必要と判断されると2次対応に進む● 1次対応で終わる場合、制度融資の紹介や、可能な範囲でのアドバイスを受けられる● 銀行(メインバンク)持込でなければ2次は困難
2次対応	<ul style="list-style-type: none">● 外部専門家による、事業デューデリジェンス、財務デューデリジェンス、再生計画策定の支援● 基本的にメインバンクの了解が必要

リスケジュール(リスケ)

【リスケジュールとは】

- 経営改善計画を策定して、返済条件の変更を受け入れてもらうプロセス
- 「リスケ」「条件変更」「返済猶予」ともいう
- 実務では、金利返済は従来通りで、元金返済を猶予(元金返済ストップ、毎月の元金返済の減額)をしてもらうケースが多い
- 半年～1年単位での更新のケースが多い
- 金融機関にもよるが、近年も引き続き、経営改善計画が明確なら、リスケを承認してもらえる可能性は高い状態となっている
- 1～数年後に、明確な経営改善計画を作成する前提で実施するリスケを「暫定リスケ」という

【リスケジュール決断のタイミング】

- ① 返済により事業に影響がある(資金繰り悪化)
- ② 金融機関からの融資が受けられない、受けられてもすぐ返済不能に陥る
- ③ 増資・資産処分等の資金調達の代替手段がない

リスク、遅延時の費用 等

【リスクジュール時の追加費用】

条件変更手数料	<ul style="list-style-type: none">● リスクを行う際に、銀行から要求される手数料● 銀行側の手間賃● 借入1本ごとに数万円程度
追加保証料	<ul style="list-style-type: none">● 信用保証協会に対しての保証料の追加分● 保証協会の借入を行う際に、保証協会に保証料を支払っているが、リスクによって、保証料が当初より高くなる

【遅延時の費用】

遅延損害金 延滞税	<ul style="list-style-type: none">● 返済が遅延となった場合の損害金● 一般的に7.3%(⇒かつては14.6%だった)
換価の猶予	<ul style="list-style-type: none">● 国税を一時に納付することで、事業継続、生活維持が困難になる恐れがある場合に、税務署に「換価の猶予申請書」を提出することで、延滞税7.3%⇒1.8%(?)へ下げることができる

【その他】

形式延滞	<ul style="list-style-type: none">● リスクのタイミングで、返済日にリスクの契約が間に合わない場合、銀行内部で「形式延滞」という形で管理する● 本来の遅延と異なり、遅延損害金は発生しない
------	---

経営改善計画書

【事業計画書】

- 将来(3~10年後)のPL(定量)、およびビジネスプラン(定性)を示したものの(「事業計画書」というと、一般的には将来のPL)
- 「事業計画書」は、起業前や起業後、自社でビジネスプランを策定する際に作成するものや、借入を行う際に作成するもの

【経営改善計画書】

- 「事業計画書」と同様、将来のPLと事業プランを示したものであるが、再生企業が作成するもの
- 金融機関への提出が必要、金融機関への返済計画が重要
- 「アクションプラン」も同時に作成が求められる
- 「経営改善計画書」と「事業再生計画書」に分類される
 - ・ **経営改善計画書**: 暫定リスク・超長期リスクの計画書
 - ・ **事業再生計画書**: 実抜計画・合実計画の計画書

実抜計画と合実計画

【実抜計画】

- 実現可能性の高い(概ね80%以上)抜本的な経営再建計画
- 「要管理先」が対象
- 実現性の高い:①関係金融機関の同意、②計画による支援金額が確定、③計画値の予測・想定が底堅い、④計画に追加支援が不要
- 抜本的:概ね3年(中小企業5年)の債務者区分が正常先になること
- 支援協議会の実務上の目安:①3年以内の黒字化、②5年以内の債務超過解消、③債務償還年数10~15年 (※「3・5・10」、「5・5・10」)
- 当該計画に基づく貸出金は「貸出条件緩和債権」に該当しないものとして扱われる(要注意先以上)

【合実計画】

- 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画
- 計画期間が概ね5年以内(中小企業の場合は10年以内)であること
- 債権者区分である「破綻懸念先」を「要注意先」に上位遷移させる基準要件として規定されたもの
- 中小企業では、実抜計画ではなく、合実計画でよしとされる

「債務超過」と「実質債務超過」

健全なBS	債務超過	実質債務超過										
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">純資産</td> </tr> </table>	資産	負債		純資産	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">負債</td> </tr> </table>	資産	負債	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">健全資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">負債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">不良資産</td> <td></td> </tr> </table>	健全資産	負債	不良資産	
資産	負債											
	純資産											
資産	負債											
健全資産	負債											
不良資産												
<ul style="list-style-type: none"> ● 資産が負債を上回り、純資産がプラスの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤字の累積によって負債が資産を上回り、純資産の部の合計がマイナスになっている状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産を時価評価額に修正（実態BS）した際に、純資産がマイナスになるケース ● 金融検査マニュアルでは、金融機関は債務超過の有無を実態BSで判定する 										

債務償還年数、債務超過解消年数

【債務償還年数とは】

- 借入債務の返済を完了させるまでに必要な年数
- 「有利子負債(借入金) ÷ (見込純利益 + 減価償却費)」で算出
※計画作成時は「借入金 ÷ (見込純利益 + 減価償却費) × 0.8」
- 返済猶予に応じる際は、債務償還年数を確認する
- 銀行は、通常は5～10年(MAX15年)を求める
- **有利子負債対キャッシュフロー倍率**(有利子負債 ÷ 営業CF)も同様に活用

【債務超過解消年数とは】

- 債務超過を解消するのに必要な年数
- 「債務超過額 ÷ (見込純利益 + 減価償却費)」で算出
※計画作成時は「債務超過額 ÷ (見込純利益 + 減価償却費) × 0.8」
- 銀行は、通常は3年(MAX10年)を求める
- 債務超過解消年数は、「実質債務超過」をベースに算出

中小企業金融円滑化法

【中小企業金融円滑化法(円滑化法)とは】

- 別名「**モラトリアム法案**」
- 中小企業がリスケジュールの申込みを行なった場合、金融機関はできるだけ柔軟に対応するよう努力義務を定めた法律
- 2009年(H21年)末に実施、元々は時限立法として2011年3月末で終了予定であったが、2011年(H23年)3月11日の大震災により2回延長され、2013年3月末で終了となった
- 金融庁の発表によると、申し込み件数は約436万件、認可件数は407万件
- 円滑化法によって、どんな会社でもリスケできる状態になり、モラルハザードを引き起こしたと言われている
- なお、円滑化法終了後も、リスケ実行率は高い状況が続いている

円滑化法終了後の対策

【認定支援機関】

- 中小企業の経営改善計画書策定支援を行う専門家
- 主に税理士・会計士が登録（一部診断士）
- 経営改善計画の策定、その後のフォローの対応を行う
- 専門家に依頼する費用を補助する制度あり
（費用の3分の2を補助、上限は200万円）

【暫定リスケ】

- 本格的な経営改善計画でなくても、3年程度のリスケは認める、というもの
- 中小企業再生支援協議会が、円滑化法終了後の支援措置として、この暫定リスケという手法で支援を実施
- 再生支援協議会という第三者機関の場で、金融機関が全行足並みをそろえて対応

金融支援の手法①

受け
やすい



受け
にくい

<p>リスケジュール (リスケ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 債権者が債権の条件変更を行い、元本あるいは利息の支払期限の繰延を行うこと
<p>DDS (ディー・ディー・エス) (デット・デット・スワップ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関が既存の貸出債権を他の一般債権よりも返済順位の低い劣後ローンに切り替えること ● 「資本性借入金」「資本的借入金」ともいう ● 実質純資産額の改善とはならないが、元本返済が一定期間猶予されるため、キャッシュフローを改善することができる
<p>DES (ディー・イー・エス) (デス) (デット・エクイティ・スワップ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務の株式化を行うこと ● 自己資本比率が向上し、財務体質が改善される ● 金融機関は配当、株式売却により回収するため、非上場会社の場合、回収は容易ではない
<p>債権放棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関等の債権者が、債務者企業から債権の返済を受ける権利を放棄すること ● 債務者企業では、債務免除益課税、経営者責任、株主責任、保証人責任、さらに中小企業においては私財提供等も課題となる

金融支援の手法②

事業再生ファンド	<ul style="list-style-type: none">● 過剰債務を抱える債務者企業に対して投融資を行い、事業再生を図ることを目的に設立されたファンド● 主として債務者企業の取引金融機関から債権を買い取ったり、債務者企業の株式を取得して債務者企業の経営に積極的に関与したりする● その後、数年経って事業再生の目処がたった段階で、債権や株式を債務者企業や第三者に譲渡することで、事業再生の橋渡しをするという機能
第二会社方式	<ul style="list-style-type: none">● 財務内容が悪化している企業の収益性ある事業の全部または一部分を「会社分割」または「事業譲渡」の方法で切り分ける。● そして、別会社である新設会社または既存会社（第二会社）に承継させ、不採算事業や債務が残った旧会社・分割会社を、その後特別清算等を用いて整理する● メリットは、①無税償却（損金算入）、②スポンサーが付きやすい

事業譲渡と会社分割

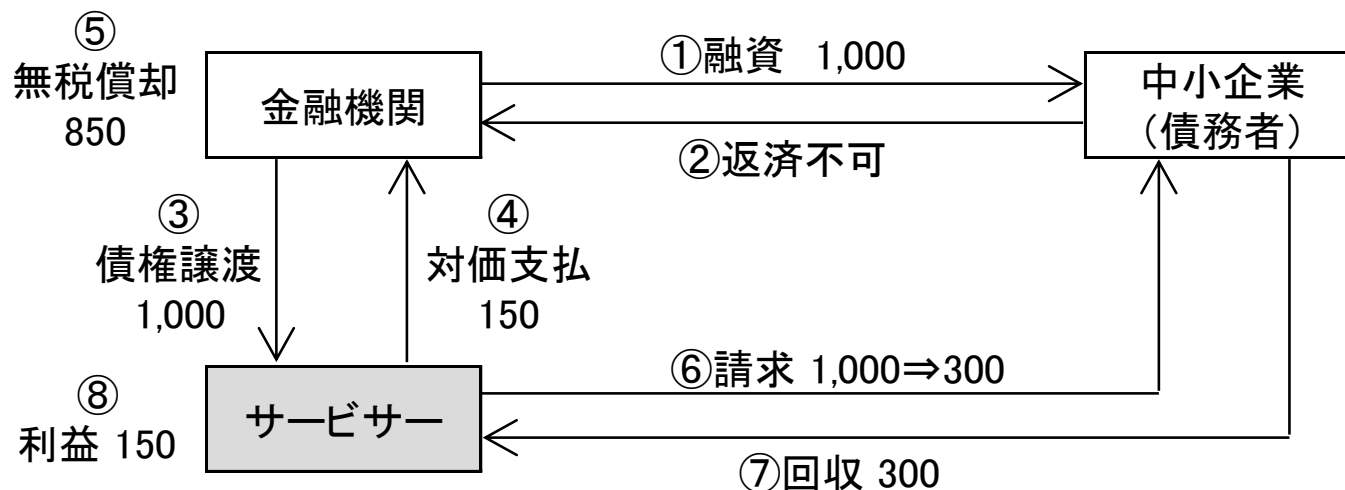
事業譲渡	<ul style="list-style-type: none">● 単に「事業を売買する」という売買契約のこと。資産の売買というイメージ● 「事業の売買」であるので、原則として譲渡対象事業の対価は金銭で支払う● 債務を移転するには、<u>債権者の同意が必要</u>。つまり、事業譲渡をしても自動的に会社の債務が移転しない● 包括的承継ではなく個別承継のため、<u>不動産・従業員・債務等の権利義務に関する手続きが煩雑</u>● 簿外債務を引き継ぐリスクは減る● <u>許認可は継承しない</u>
会社分割	<ul style="list-style-type: none">● 会社法に規定された組織再編手法であり、事業の売買を行うだけではなく、会社の一つの部門をほかの会社に承継させることを意味する● 対価は株式や金銭(採用する会社分割の種類によって異なる)● 債務を移転する場合でも<u>債権者の同意は不要</u>● <u>包括的に承継を行うため、資産等の移転手続きが簡便</u>● 分割会社に<u>簿外債務がある場合、分割承継会社に引き継がれる</u>● <u>許認可は原則継承する</u>

サービサー

【サービサーとは】

- 平成11年(1999)に施行されたサービサー法(債権管理回収業に関する特別措置法)に基づき、金融機関から不良債権を譲り受けて回収を行う回収専門会社
- 銀行系、外資系、ノンバンク系、独立系など、100社以上が営業許可
- 法務大臣の営業許可要件 ①資本金:5億円以上、②暴力団員等の関与がない、③業務に従事する取締役1名以上に弁護士が含まれている
- 用語: **ポンカス債権**、**バルクセール**

【サービサーのしくみ】



信用保証協会の代位弁済

【代位弁済までの流れ】

①返済不能 ⇒ ②期限の利益喪失 ⇒ ③代位弁済

【代位弁済の企業側のメリット】

- ① 資金繰りの猶予ができる
- ② リスケによる保証料が不要
- ③ 銀行への支払利息がなくなる
- ④ 返済の柔軟性が向上する

【代位弁済の企業側のデメリット】

- ① 新規融資が受けられなくなる
- ② 個人信用情報機関に登録されてしまう恐れあり
- ③ 遅延損害金 年利7.3%かかる(交渉次第で減額可能)

その他の緊急資金繰り対策

【即実施する資金繰り対策】

- ① 無駄な経費の削減
- ② 手形ジャンプの依頼
- ③ 売掛金の回収前倒しの依頼
- ④ 買掛金の支払延長の依頼
- ⑤ 税金と社会保険料の分納の依頼
- ⑥ 生命保険の契約者貸付の利用（その時点の解約返戻金の一部の範囲内で、保険会社から借入ができる制度）

日繰り表を作成して対応

手形不渡りと回避方法

【手形の不渡りとは】

- 口座の資金不足で手形を決済できないこと
- 1回目の不渡りから6ヶ月以内に2回目の不渡りを出す
⇒手形交換所加盟の全銀行から2年間、当座勘定と貸出取引が不可
- 普通口座でのやり取りは可能(完全な銀行取引停止処分ではない)
- 情報は広まるため、仕入業者とは現金取引になるケース多い

【不渡りの回避方法】

支払呈示の延期	● 手形所持人との話し合いにより、手形を取立に回さないよう依頼すること
手形のジャンプ	● 手形の支払期日を延期すること
①支払期日の訂正	● 振出済みの支払手形の期日に削除、訂正し、新たに延長した支払期日を書き入れる方法
②手形の差替え	● 支払期日を延長した新しい手形を振り出して、前の手形を返還してもらう方法（実務はこちらが多い）
手形の依頼返却	● すでに取立に回している手形について、手形の所持人に依頼して銀行から手形を返却してもらうこと

返済・支払のプライオリティ

【返済・支払のプライオリティ】

資金繰りが厳しい状況で、事業運営に支障をきたしてきた場合、以下の優先度で返済を検討する

優先度高い



- ① 買掛金
- ② 社員の給与
- ③ 諸経費
- ④ 税金・社会保険料
- ⑤ 社長の役員報酬
- ⑥ 銀行融資

※事業を回すことを最優先に考える

低い


※ ポイントは「事業を回すこと」を優先に考える

※ 買掛金、諸経費、税金・社保は、分割を検討

中小企業が行っている返済の方法

【返済の方法】

- ① 収益弁済
- ② 資産の売却による弁済(株式、会員権、保険積立金、遊休資産)
- ③ **借換え**(金融機関から返済資金分の融資を受けること)
- ④ 返済条件の変更の申し出(リスケの依頼)
- ⑤ 返せる範囲で返済(金融支援を受けられなくても)
- ⑥ 社長(奥さん)の個人資産から借入して弁済

- 
- ⑦ 社長が個人名義で金融機関(ノンバンク等)から借入した資金を会社が借入して弁済
 - ⑧ 社長が個人的に第三者(親族、友人、社員、取引先等)から借入をした資金を会社が借入して弁済
 - ⑨ 会社が第三者(親族、友人、社員、取引先等)から借入して弁済
 - ⑩ 個人の税金を滞納してまで、会社に返済に回す

※⑦～⑩は避ける(⑥もなるべく避ける)

物的担保① 物的担保の種類

不動産担保	<ul style="list-style-type: none">● 土地、建物が対象の担保● 比較的価値が高く、評価が見積りやすく、売却して現金化しやすいため、債権者は保全が図りやすく、金融機関の融資の担保は不動産が中心● 路線価の検索方法:「<u>路線価 市区町村</u>」⇒国税庁の路線価図● 土地評価(担保評価)見積の計算方法: $\text{土地評価額} = \text{敷地面積}(\text{m}^2) \times \text{路線価}(\text{千円}/\text{m}^2) \times \text{掛け目}(0.8)$● 建物は、不動産鑑定士の評価に「掛け目」をかけて担保評価とする
ABL(Asset Based Lending)	<ul style="list-style-type: none">● 動産や債権を担保として行われる融資● 売掛債権、在庫・設備、手形、預金、有価証券、保険金 等
売上債権担保融資	<ul style="list-style-type: none">● 売上債権を譲渡担保にして行われる融資(ABLの1つ)● ポイントは、売掛債権が分散していること
ファクタリング	<ul style="list-style-type: none">● 売掛債権をファクタリング会社へ売却して資金調達● 売掛債権をファクタリング会社へ譲渡することを取引先に承諾してもらう、あるいは通知する必要あり
リースバック	<ul style="list-style-type: none">● 自社の保有する資産をリース会社等に売却し、その後同一資産を借り受ける手法

物的担保② 担保権

- 不動産担保で使われる担保権は、抵当権と根抵当権
- 抵当権設定後は、物件所有者は自由に不動産を使用できるが、債務が滞ったら競売等で不動産が売却され、債務の返済に充てられる

抵当権	<ul style="list-style-type: none">● 担保される債権(被担保債権)が特定され、1対1の関係● 返済によって債務残高がゼロになったら、抵当権自体も消滅する● 債権が譲渡された場合は、抵当権も一緒に債権の譲受人に移転する
根抵当権	<ul style="list-style-type: none">● 借りたり返したり、という継続取引を前提としたもので、担保される債権(被担保債権)が1つに特定されない● 債務者と債権者、被担保債権の範囲と極度額(担保される限度額)を定め、その条件に当てはまる債権がすべて担保される形● 債権の有無と担保設定契約は別であり、債権残高がゼロになっても根抵当権は残る
共同抵当	<ul style="list-style-type: none">● 同一債権を担保するために複数の不動産に抵当権を設定すること

物的担保③ 物的担保に関する用語

形式担保	<ul style="list-style-type: none">● 担保余力のない不動産に設定する担保のこと
無剰余	<ul style="list-style-type: none">● 後順位抵当権者で競売をして配当を得る見込みがないこと● 無剰余の競売申立ては、裁判所により取り消しにされる(無剰余取り消し制度)
ハンコ代	<ul style="list-style-type: none">● 担保解除料のこと● 担保不動産の損切り処分において、後順位権者に、このハンコ代(数十万円程度)を支払うことで、抵当権の抹消登録に応じてもらうことができる(交渉事)
損切り	<ul style="list-style-type: none">● 任意売却において、不動産価値が下がり、不動産の売却金額が抵当権で担保されている債権額を下回っている場合、不動産売却価格さえ適正であれば、金融機関は解除に応じてくれること● なお、上記での「損切り」は、担保権を解除するだけで、「債務免除」ではない

人的担保① 人的担保の種類

保証人	<ul style="list-style-type: none">● 主たる債務者がその債務を履行しない場合、その債務者に代わって債務の履行をする責任を負う人● 「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」を持つ
催告の抗弁権	<ul style="list-style-type: none">● 債権者から請求を受けた場合、「まずは主債務者に請求せよ」と請求することができる
検索の抗弁権	<ul style="list-style-type: none">● 債権者から請求を受けた場合、主たる債務者に弁済の資力があることを証明して、「先に主債務者に請求せよ」と主張し、その請求を拒否できる
分別の利益	<ul style="list-style-type: none">● 保証人が複数名いる場合、主債務者の金額を保証人の人数に応じて平等の割合で分割した金額分しか責任を負わない
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">● 連帯保証人には、「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」が認められていないため、連帯保証人は、主債務者と同等の責任を負う● 銀行融資において、中小企業が融資を受ける際は、原則として経営者が連帯保証人となることが多い

- 債権者の使命の基本は**極大回収** ⇒ 「取れるところから取れ！」

人的担保② 人的担保に関する用語

保証債務	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証人が負う債務
代位弁済	<ul style="list-style-type: none"> ● 連帯保証人、保証協会が債務者に代わって行う立替返済のこと
求償権	<ul style="list-style-type: none"> ● 代位弁済後、連帯保証人が立替分を債務者本人に請求できる権利
物上保証	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務者ではない人が担保提供をすること
物上保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の借入金の保証人になっていない人の名義の不動産に会社借入金の抵当権を設定した場合、その不動産の提供者のこと ● 担保処分以上の責任は問われない
第三者保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者本人以外の第三者保証人 ● 信用保証協会の保証付融資では、H18年度より原則禁止 <p>【第三者保証人徴求禁止の例外】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実質的な経営権を有している者（営業許可名義人、経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者） ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人になる場合 ③ 通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合で、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

私的整理、法的整理

【私的整理(任意整理)】

- 当事者間の合意に基づき債務を整理する手法(裁判所は未関与)
(リスケ、利息減免、債務免除等)
- 裁判所の関与なく、当事者間で債務整理の手続を行う
- 当事者間(金融機関と企業)の他、各機関が関与するケースあり
- 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構(REVIC)、事業再生ADR、整理回収機構(RCC)

【法的整理】

- 裁判所の関与の下で法律に則って倒産・再生手続きが進められるもの
- 再生型:会社更生法・民事再生法
- 清算型:破産・清算

【再生型法的整理(私的整理の違い)】

- 債権者の多数決により再生計画が成立する
- 取引業者(仕入業者)も、金融債権者と同列に債権放棄等の対象

民事再生

- 裁判所に申立を行い、裁判所の監督を受けながら会社債権を進める手続きのことで、裁判所や、裁判所が選任した監督委員の監督のもと、現経営陣が会社に残って再建を進める。再生計画案も、原則、現経営陣が中心となって作成する(⇒このような再建方法を「DIP型」という)
- 民事再生における再生計画案の概要は、「債権者に債権の一部をカット(免除)してもらい、残りを最長10年間で弁済する計画」
- 債権カットの割合が高くなるほど、弁済計画が長くなるほど、債権者の同意は得られにくくなる

【民事再生における債権の種類】

共益債権	再生手続の遂行費用や申立後に発生した仕入代金等	優先的な弁済が必要で、原則カット、支払繰延できない
一般優先債権	租税債権や従業員の賃金等	
再生債権	民事再生の開始決定前に生じた買掛金債務や借入 担保付債権で担保割れの部分	債権カットの対象
別除権付債権	抵当権等で保全されている債権	再生手続きと関係なく競売して回収可能

強制執行、仮差押

【強制執行】

- 債権者が裁判所に申立を行うことで、強制的に債務者の財産を差し押さえ、競売による換価代金から債務弁済を受ける手続き
- 対象は、預金・売掛金・不動産・賃料・給料・敷金・有価証券・動産など
- 金融機関にとって労力とコストがかかる手続きになるため、ある程度の金額の回収が見込める財産が存在する場合以外は実施されない
- 「**債務名義**」という強制執行を認める文書が必要
⇒①裁判所の判定、②和解調書・調停証書、③仮執行制限付支払督促、④執行証書(強制執行の認諾文言のある公正証書)
- 事前に差押を行う「**財産の特定**」が必要

【仮差押】

- 債務名義を取る手続きの間に、債務者が財産を処分すると、金融機関は債権回収できなくなる。その保全策として実施するもの
- 仮差押は、債務名義なしで施行される
- 保全策とは、不動産は実際に仮差押の登記、債権は第三債務者(相手方)に対して債務者への返済を禁止する命令が出る

競売

【競売】

- 債務者が借入金の返済をしなくなった時、債権者が裁判所に申し立てることによって、担保として提供を受けていた不動産や債務者の財産を差し押さえて、裁判所の権限によって強制的に売却をし、その売却代金から支払いを受け、債権の回収に充てる手続き
- 利払いは免除してもらい、返済額をすべて残元金に充当してもらおうという「元本優先充当」の交渉が可能
- 競売には、「担保不動産競売」と「強制競売」の2種類がある

担保不動産競売	<ul style="list-style-type: none">● 不動産に設定された抵当権を実行するもの● 抵当権者である金融機関が管轄の地方裁判所に申立を行うことで手続きが開始される
強制競売	<ul style="list-style-type: none">● 担保に入っていない債務者、保証人の所有不動産を差し押さえて競売するもの● 金融機関が強制競売を申し立てるには、確定判決や公正証書等の「債務名義」が必要

任意売却、セール&リースバック

【任意売却とは】

- 債務者が借入金等の返済をしなくなった時、債権者は担保権(抵当権等)の実行により債権を回収する事になるが、競売による不動産の売却では、現金化までに時間がかかるうえ、市場価格より安くなるケースもある
- そのため、不動産会社の仲介により債権者・債務者の調整を行い、市場で担保不動産を売却すること

<任意売却のメリット>

- ① 手持ちの持ち出しなし
- ② 市場価格に近い値段で売れる
- ③ 引越し費用の捻出可能
- ④ 周囲に知られる可能性低い
- ⑤ 残債務少なく分割返済可
- ⑥ 継続使用の可能性あり

【セール&リースバック】

- 企業(債務者)が所有している不動産(設備)を一旦リース会社(協力者)へ売却し、その物件をただちにリース物件としてその企業に賃借するリース方式

経営者保証ガイドライン

【経営者保証ガイドラインとは】

- 経営者の個人保証に関するガイドライン(法的拘束力はない)
- 「既存借入の経営者保証の解除、経営者保証無しでの新規融資」「債務整理手続き時の債務免除と生活の保護」を定めたもの
- 2013(H25)年12月に公表、2014(H26)年から適用が開始
- 適用されるには一定の要件のクリアが必要

＜経営者保証ガイドラインの目指す効果＞

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

【インセンティブ資産】

- 「経営者保証ガイドライン」において、一定の生活費や、華美でない自宅は、いわゆるインセンティブ資産として、経営者の手元に残すことができる、というもの

その他の用語①

コベナンツ	● オーダーメイド的な金融機関との約束事で、融資における特約条項のこと。例えば以下	
	情報開示義務	定期的な決算報告の報告
	財務制限条項	連続赤字回避、純資産額〇円維持
	資産処分制限	特定の不動産の処分禁止 他の債権者に対する担保提供禁止
期限の利益	● 期限の到来までは債務の履行をしなくてもよい、という債務者の利益のこと	
期限の利益喪失	● 債務者の期限の利益喪失により、期限の到来前であっても、債務の履行を請求できるようになること 【期限の利益喪失事由(民法第137条)】 ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき ② 債務者が担保を滅失・損傷・減少させたとき ③ 債務者が担保を提供する義務を負う場合、これを提供しないとき	
デフォルト	● 債務不履行のことで、元本や利払い支払いを遅延したり、停止したりしたあげく、元本の償還が不能となりかねない状況 ● 返済不能の(金融機関への返済が滞っている)企業 ● その他、破綻・倒産企業	

その他の用語②

マル経融資	<ul style="list-style-type: none">● 商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度● 限度額で2,000万円。商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要
優越的地位の濫用	<ul style="list-style-type: none">● 自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える行為のこと● 例えば、融資の見返りの行的に行う押し付け販売など
団信保険	<ul style="list-style-type: none">● 団体信用生命保険のこと● 融資を受けた人が返済の途中で死亡・高度障害になった場合、その保険金により債務が弁済される仕組みのこと
セーフティネット保証	<ul style="list-style-type: none">● 景気の低迷などにより経営の安定に支障を来たしている中小企業者を支援するための保証制度 <p>【セーフティネット5号】</p> <ul style="list-style-type: none">● 業況の悪化している業種に属する中小企業者

その他の用語③

拘束預金	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関が貸出しの条件として、貸出し先の預金の払出しについて拘束あるいは制約している預金のこと ● 拘束の態様によって「担保預金」、「見返り預金」、「見合い預金」、「歩積両建預金(ぶづみりょうだてよきん)」に区分される
プロラタ返済	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社が複数の金融機関から借入をしている際に、借入金額に応じて比例的に返済額を決める、返済すること
残高プロラタ	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済原資を、借入残高のシェアで按分する方法 <p>※ 中小企業の場合はこちらがメイン</p>
信用プロラタ	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入残高のうち「無担保、信用」の残高で按分する方法
テールヘビー	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初の返済期限を一旦棚上げして、リスクの見直し期間ごとに返済期限を設定する方法
CLO	<ul style="list-style-type: none"> ● ローン担保証券(Collateralized Loan Obligation) ● 貸付債権を証券化して投資家に販売しているため、リスクするとデフォルト扱いになるため、リスクは不可
シンジゲートローン	<ul style="list-style-type: none"> ● 「協調融資」のことで、企業1社の資金需要に対し、複数の金融機関が同一条件で融資を行う方法

その他の用語④

真水	● 返済資金分の借入ではない借入(銀行融資の増加額)
借換え	● 高い金利で組んでいたローンを、より低い金利で組み直すなど、有利な条件で借り入れをし直すこと
お化粧	● 粉飾決算
旧債振替	● 金融機関が保証協会付きの新規貸付をもって、プロパーの債権の回収に充当すること ● 金融機関が違反すると、保証協会から代位弁済が受けられなくなる
収益弁済	● 借入金の返済をキャッシュフローで賄うこと
利益償還	● 利益の一部を返済に充てること(健全な状態)
資金繰り償還	● 売上金や、新たに借り入れを行って返済に充てること ● 財政状況の悪化で、利益償還できなくなり、資金繰り償還に陥る
ハダカ	● プロパーかつ担保を取らない融資
信用貸し	● 融資取引先に対して、無担保・無保証で融資を行うこと

その他の用語⑤

短コロ	<ul style="list-style-type: none">● 「短期コロガシ」「短期継続融資」「コロガシ貸付」「手形コロガシ」など● 短期借入を、擬似資本的に活用できる
ベタ貸し	<ul style="list-style-type: none">● 当座貸越で、極度額いっぱいまで張り付いた状態● また、短期の運転資金、つなぎ資金で用いられる手形貸付
内入れ	<ul style="list-style-type: none">● 分割弁済(＝約定弁済)とは別に、任意である程度のまとまった額を繰り上げて弁済すること
(金融)事故	<ul style="list-style-type: none">● 自己破産や任意整理など法的な処理がなされた、また返済延滞が3か月以上の債務不履行。デフォルト
ひも付き融資	<ul style="list-style-type: none">● 貸付金の用途を限定し、また返済資金などに条件をつけて行われる融資
つなぎ資金 (つなぎ融資)	<ul style="list-style-type: none">● 資金の調達が確定しているが、その資金が必要な時期に間に合わないときに、一時的に借り入れる資金(融資)
メイン寄せ	<ul style="list-style-type: none">● メインバンクが、非メインの無担保部分の債権を引き取ること● 債権放棄等の金融支援の調整を行う際に用いられる

その他の用語⑥

リレバン	<ul style="list-style-type: none">● リレーションシップ・バンキング● 金融機関が、借り手である顧客との間で信頼関係を構築し、維持することにより、外部では通常入手しにくい借り手の信用情報など入手し、その情報を基に貸し出し等の金融サービスを提供する● 事業者の資金繰り、事業計画、事業承継まで寄り添っていく取引
トラバン	<ul style="list-style-type: none">● トランザクションバンキング● 預金送金決済、住宅ローン、カードローンなどの事務処理系業務(世の中から消えないが、誰でもできる業務)
事業性評価	<ul style="list-style-type: none">● 取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価すること● 「事業性評価融資」とは、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業性を評価して行う融資のこと● 著書「捨てられる銀行」(橋本卓典著、講談社現代新書、2016年5月発行)以降、銀行が取り組んでおり、注目されている
フィデューシャリー・デューティー	<ul style="list-style-type: none">● 「受託者責任」と訳され、金融機関は資産を預かった顧客の利益を最重視すべき、と考える概念● 背景には、金融機関が手数料の高い新商品への乗り換えを勧めたり、コストの情報開示が不十分だったりすることがある● 書籍「捨てられる銀行2 非産運用」を参照

その他の用語⑦

405事業	<ul style="list-style-type: none">● 経営改善計画策定支援事業。2013年3月から開始● 企業規模・借入規模に応じて最大300万円(自己負担は1/3、補助金負担は2/3)● 金融支援(新規融資や元金返済猶予等)がセットになっており、計画の同意を得られれば、資金面での不安は低減
プレ405事業	<ul style="list-style-type: none">● 早期経営改善計画策定支援事業● ややハードルが高い405事業を使いやすくするために考案された事業で、2017年5月から開始● 最大30万円、405事業の1/10(自己負担は1/3、補助金負担は2/3)● 金融支援がセットでないため、計画策定のハードルは下がる
ローカルベンチマーク (ロカベン)	<ul style="list-style-type: none">● 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるもの● 具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」(6つの指標※1)と「非財務情報」(4つの視点※2)に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくもの

これで第1回目の講義は終了です。

みなさん、長時間お疲れ様でした！

